

省 令

○経済産業省令第七十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年七月二十二日

経済産業大臣 中川 昭一

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条ただし書中「可燃性のガス等に着火するおそれがないような措置が講じられた」を削り、「静電塗装装置」の下に「同期電動機、誘導電動機又は石油の精製の用に供する設備に生ずる燃料油中の固形の不純物を高電圧により帯電させ、燃料油と分離して、除去する装置」を加え「これ」を「これら」に改め、「電気設備」の下に「（それぞれ可燃性のガス等に着火するおそれがないような措置が講じられたものに限る。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四号

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令（昭和四十二年政令第七十六号）第二條第一項第三号の規定に基づき、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令第二條第一項第三号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年七月二十二日

経済産業大臣 中川 昭一

環境大臣 小池百合子

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令第二條第一項第三号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

本則中「委託費」の下に「若しくは交付金」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○内閣府告示第二百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成十六年七月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 細田 博之

一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日
平成十六年七月十二日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大和郡山市

三 構造改革特別区域の名称 不登校児童生徒支援教育特区

四 構造改革特別区域の範囲 大和郡山市の全域
変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号）については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。

不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇三（八一八）、ＩＴ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○宮内庁告示第四号
天皇皇后両陛下は、京都府において開催される第十六回国際解剖学会議開会式に御臨席のため、八月二十一日から同月二十三日まで同府へ行幸啓になる。
平成十六年七月二十二日

宮内庁長官 湯浅 利夫

○総務省告示第六百二二二号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三瀬郡城島町及び同郡三瀬町を廃し、その区域を久留米市に編入する旨、福岡県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年二月五日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六百三十三号

町村の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、福井県南条郡南条町、同郡今庄町及び同郡河野村を廃し、その区域をもって同郡南越前町を設置する旨、福井県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六百四十四号

市町村の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡若室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡湯東村、同郡月潟村及び同郡中之口村を廃し、その区域を新潟市に編入する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月二十一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六百五十五号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、南魚沼郡六日町及び同郡大和町を廃し、その区域をもって南魚沼市を設置する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六百六十六号
町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、杵島郡白石町、同郡福富町及び同郡有明町を廃し、その区域をもって同郡白石町を設置する旨、佐賀県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六百七十七号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、小城市小城市町、同郡三日町、同郡牛津町及び同郡芦刈町を廃し、その区域をもって小城市を設置する旨、佐賀県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六百八十八号
市村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、北会津郡北会津村を廃し、その区域を会津若松市に編入する旨、福島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六百九十九号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、光市及び熊毛郡大和町を廃し、その区域をもって光市を設置する旨、山口県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十月四日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六百十号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、厚狭郡楠町を廃し、その区域を宇部市に編入する旨、山口県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎